

納 期 限

今月の納期限は4月1日(月)です

- ◇国民健康保険税(9期)
- ◇後期高齢者医療保険料(9期)
- ◇介護保険料(3月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

時 毎週水曜日
13:00~16:00
場 問 福祉センター3階
御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490
FAX0738-22-9991

◇人権相談

時 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15
場 問 和歌山地方法務局御坊支局
全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110
※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日
13:30~16:00
場 問 財部会館
和歌山弁護士会
☎073-422-5005
※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の相談
料が必要です。

◇行政相談

時 3月13日(水)
13:00~15:00
場 問 福祉センター3階
防災対策課
☎0738-23-5528
FAX0738-52-7036

行政相談委員

おおかわ ひでき
大川 秀樹 氏
☎0738-23-3908
てらさき すずこ
寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

市役所の所在地変更の お知らせ

令和6年4月1日から、市役
所庁舎の所在地を次のとおり変
更します。郵便物の発送等につ
きましては、ご注意ください。

〒644-8686

和歌山県御坊市園350番地2

※電話番号、FAX番号に変
更はありません。

問 総務課

☎0738・23・5516
FAX0738・22・2324

会社を退職された方へ

国民年金の手続きは お済みですか?

20歳以上60歳未満の方は、
国民年金への加入が法律で義
務付けられています。
会社を退職されたときは、
厚生年金(または共済年金)

から国民年金への変更の届出
が必要です。

会社を退職された方に扶養
されている配偶者も、国民年
金への変更の届出が必要です。
詳しくは国民年金課までお
問い合わせください。

※退職と同時に会社員(または
公務員)の配偶者に扶養され
る場合は、配偶者の勤務して
いる会社(または共済組合)
への届出が必要です。

○免除・納付猶予制度について
保険料を納めることが困難な
場合、全額または一部(4分の
1免除、半額免除、4分の3免
除)の保険料が免除・納付猶予
になる制度があります。

退職(失業)の場合

通常の免除・納付猶予申請
は、申請者本人、配偶者及び世
帯主の所得が審査の対象になり
ますが、退職(失業)時の免
除・納付猶予申請は、退職(失
業)された方の前年の所得がゼ
ロとして審査されます。

手続きに必要なもの

退職された方の雇用保険受
給資格者証、雇用保険被保険
者離職票など、失業している
ことを確認できる公的機関の
証明書及び本人確認書類(マ
イナンバーカード、運転免許
証等)

問 国民年金課

☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

令和6年3月からの

国民年金保険料の口座振替・ クレジットカード納付での 前納について

国民年金保険料の口座振
替・クレジットカード納付で
の前納(1年前納・2年前
納)の申し込み期限は、2月
末日でしたが、令和6年3月
以降は、年度の途中からでも
口座振替・クレジットカード
納付による前納が可能となり

提出書類

・国民年金保険料口座振替納
付(変更)申出書
・国民年金保険料クレジット
カード納付(変更)申出書
※詳しくは国民年金課までお
問い合わせください。

問 国民年金課

☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890
田辺年金事務所 国民年金課
☎0739・24・0432

年金相談会のお知らせ

時 3月21日(木)
10時~11時30分
13時~15時
場 問 市役所1階会議室101・102
田辺年金事務所お客様相談室
☎0739・24・0432
※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予

御坊税務署からのお知らせ

令和5年分の確定申告をさ れた方へ

納期限は次のとおりです。
振替納税をご利用の方は事前
に預貯金口座の残高をご確認
ください。

申告所得税及び復興特別所得税

締 3月15日(金)
消費税及び地方消費税(個人事業者)

締 4月1日(月)
御坊税務署

☎0738・22・0695

